

弁論要旨（危険性）

2013（平成25）年9月2日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 福田 寿 男
(群馬弁護士会所属)

1 建設事業負担金支出を違法とする判断の枠組み

(1) 河川法に基づくダムは、当然のことながら、同法3条2項に定める河川管理施設としての客観的効用、すなわち「河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設」としての性状と機能を備えている必要がある。そこで、

ア 本件ダムのダムサイト周辺の岩盤・地質は、ダムを建設するための適格性があり、

イ 本件ダムのダム湖周辺の地盤等は安定しており、地すべりの危険がないこと、が、本件八ッ場ダムが、河川法に基づく河川管理施設と認められる前提条件である。

したがって、かかる前提条件を欠く場合、本件ダムは、河川法に基づく河川管理施設であるとはいえないから、その建設費用として、群馬県が公金を支出することは、違法である。

(2) 原判決は、建設事業負担金の支出についての違法性の判断にあたって、一、日校長事件判決を引用し、八ッ場ダムの建設に関する基本計画ないしこれらに基づき建設される八ッ場ダムそれ自体の瑕疵が重大かつ明白であって、同基本計画が無効であるといった特段の事情がない限り、国土交通大臣のする通知が著しく合理性を欠き、そのため予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵

の存する場合に当たるとはいえないと解すべきである、との違法性判断基準を示した（原判決52頁22行目～53頁4行目）。

しかし、仮に一日校長事件基準を採用するとしても、本件ダム建設計画には著しい瑕疵が存在していると考えべきであり、このような建設計画に対して群馬県が公金を支出することはやはり違法と言うべきである。

2 ダムサイトの危険性

本件ダムサイトは、①基礎岩盤についてB級を主体とするとの国土交通省の判断は合理性を欠き、基礎岩盤は脆弱であること、②本件ダムサイト直下には擾乱帯と呼ばれた断層破碎帯が存在し、ダム堤体を建設するには安全な岩盤ではないこと、③基礎岩盤は高透水性であり、グラウチング工法に関する新基準をもってしても十分に対処できないこと、④本件ダムサイトには、熱水変質帯が及んでいくこと、⑤本件ダムサイトには、直下に断層が存在することが認められ、本件ダムサイトが脆弱であり、危険であることは明白である。

原判決は、ダムサイトの危険性に関する個々の論点（①国土交通省の検討・対応状況、②基礎岩盤の脆弱性、③基礎岩盤の透水性、④熱水変質帯の分布、⑤断層の存在）についての判断も、いずれも誤っている。

ダムが正常な機能を有すること、ダムサイトに危険性がないこと等は、被控訴人に主張・立証責任があるところ、被控訴人は、それらの主張・立証責任を果たしていない。一方、ハツ場ダムのダムサイトが脆弱であり、危険であることは明らかである。

原裁判所の裁判官たちは、現在ダムをめぐる危険性については、その兆候は認められるが、行政が十分に注視しているのであるから安全性は保障されるとの万全の信頼を基礎に置いている。人と人との関係では信頼は最上の美德であるとしても、司法が行政を監視する場合には、この無制約の信頼が民主主義に対する最大の罪悪であることは、古今東西、例外なく証明されている普遍の原則となっている。原裁判所の裁判官たちはこの最も犯してはならない鉄則を破ってしまった

のであるから、原判決が破棄されるべきは言を俟たないところである。

3 地すべりの危険性

ハッ場ダム貯水池周辺の地すべりの危険性がマスコミでも度々取り上げられ、地元住民から災害発生への不安の声が出されたことにより、ようやく国土交通省も重い腰を上げざるをえなくなった。そこで、平成22年10月から開始されたハッ場ダム建設事業の検証において、国土交通省は地すべり対策を検討し直し、その結果、10地区において約110億円の費用をかけて対策を行うことを明らかにした(対策済みの1地区も含めると、対象地区は11地区に増加)。さらに、国土交通省は、地元住民が移転しつつある代替地の地すべり対策も新たに検討し、約40億円の費用をかけて5地区で対策を講ずるとした。合わせて約150億円の対策費である。

このように、地すべりの危険性についての国土交通省の認識は大きく変わり、ハッ場ダムをつくれれば、ダム貯水池周辺で地すべりが多発する危険性を認め、大急ぎでその対策計画をつくったのである。この点で、これまでの原告・控訴人らの主張の正当性は裏付けられたところであり、被控訴人らの主張を鵜呑みにし形式的な判断しかせず実質的な判断を行わなかった原審の判断は誤りであったと言わねばならない。

それとともに、国土交通省が地すべりの危険性について見直しを行い新たな対策を打ち出したことにより、ハッ場ダム貯水池地すべりの危険性の訴訟上の論議、審議は、ほとんど振り出しから始めなければならない状況になった。

ハッ場ダムの検証で示された新しい地すべり対策が実施されたとしても、貯水池周辺での地すべりの危険性が解消されるわけではない。新たな対策についても、その内容がきびしく検証されなければならない。そこで、控訴人らは国土交通省が新たに地すべり対策を検討した元資料である「H22ハッ場ダム周辺地状況検討業務委報告書」(甲D第35号証)を入手し、これについて専門家の検討を依頼したところ意見書(甲D第36号証)の提出を受けた。この意見書によると、

新たな地すべり対策についても数々の問題点が存在することが判明した。

例えば、① 対象地区の増加は、従来の対象地を細分化した結果に過ぎず、控訴人らが指摘してきた林地区、上湯原地区の古期大規模地すべり地は対象とされていないこと、② また、調査対象地から、湛水の影響を受けないとして12地区20箇所を除外しているが、湛水により貯水池周辺の環境は大きく変化するから、この点は大問題と言わねばならないこと、③ 土石流堆積物は水締めを経験していることを理由に対策対象から除外していることも大きな問題であること、④ 対策工として採用された「押え盛土工」「頭部排土工」という工法も、大きな抑止力を必要とする八ッ場ダム周辺地の対策として妥当な工法ではないこと、など重大な問題が明らかとなった。

国土交通省が新たに策定した地すべり対策はこのように未だ不完全、不十分なものであって、八ッ場ダム建設凍結か再開かの議論の中で改めてダム周辺地の地すべり危険性評価を真摯に検討する（甲D第32号証）という態度とはほど遠いものである。従って、これによっても八ッ場ダム貯水域周辺の地すべり発生を抑止できる保証はなく、各所で地すべりが惹起される危険性は高い。

地すべりの危険性は、ダムの安全性の根幹に係わることであり、地すべりの危険性が存在、あるいはその危険性が否定できない状況のまま、巨額の公金を投下して本件工事を続行すれば、本件八ッ場ダム建設工事は重大な瑕疵を持った構造物となる可能性が高い。従って、このような地すべりの危険性、構造物としての瑕疵を放置したままの巨大ダム建設工事の続行は、明らかに違法である。

4 まとめ

特に、地すべりの危険性については、上記のとおり、平成22年10月から始まった八ッ場ダム建設事業の検証を経て、国土交通省自身の認識が大きく変わり、新たな対策を打ち出したことにより、訴訟上の論議、審議は、ほとんど振り出しに戻った。

この点、控訴人は、上記のとおり、専門家の意見書と準備書面を提出したとこ

ろであるが、審理はこれらで尽きるものではない。控訴審裁判所には、同専門家に対する証人尋問の実施を含め、原審以上のより精密な検証を強く求めるものがある。

以 上